

介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防訪問介護相当サービスの取扱い

令和6年4月1日、介護報酬改定により、沖縄県介護保険広域連合の介護予防訪問介護相当サービスにおいて、1回当たりの単価設定による報酬及び月額包括報酬（定額制）が下記のとおりとなります。

1 支給区分と単位数（令和6年4月1日以降）

介護予防訪問介護相当サービスの単価については、次のとおりとなります。

支給区分		単位数	月の上限単位	備考
1 週当たりの標準的な回数を定める場合介護（標準的なサービス）	週1回	1,176 単位/月	1,176 単位	4 週/月：4回 5 週/月：5回
	週2回	2,349 単位/月	2,349 単位	4 週/月：8回 5 週/月：9-10回
	週2回を超える程度	3,727 単位/月	3,727 単位	
1 月当たりの回数を定める場合	標準的なサービス	287 単位/回	3,727 単位	
	20～45 分の生活援助	179 単位/回		
	45分以上の生活援助	220 単位/回		
	短時間（20分未満）の身体介護	163 単位/回		

※月額報酬で計画する場合、月の実績が予定回数を上回る場合は月の包括単位となり、月の実績が予定回数を下回る場合は回数単位となる。

※回数単位の月合計が月の包括単位を超える場合は月の包括単位となる。

※標準的なサービスは、生活援助と身体介護の両方を提供するサービスや、20分以上の身体介護を指す。

（例1）ケアプランに回数を週1回と定めた場合。

→予定通りの利用回数となった場合（月に4回または5回）、1,176 単位となる。

週1回で月4回の予定で、利用回数が月6回となった場合、1,176 単位となる。

週1回で月5回の予定で、利用回数が月4回となった場合、実績が予定回数を下回るので $287 \text{ 単位} \times 4 \text{ 回} = 1,148 \text{ 単位}$ となる。

(例2) ケアプランに回数を月9回と定めた場合。

→予定通りの利用回数となった場合、 $287 \text{ 単位} \times 9 \text{ 回} = 2,583 \text{ 単位}$ となる。

→利用回数が月13回となった場合 ($287 \text{ 単位} \times 13 \text{ 回} = 3,731 \text{ 単位}$)、月の包括単位を超えるため、 $3,727 \text{ 単位}$ となる。

2 支給区分(1週間のサービス回数)

あらかじめ、地域包括支援センターによる適切なアセスメントにより作成された介護予防サービス計画において、サービス担当者会議等によって得られた専門的見地からの意見等を勘案して、標準的に想定される1週当たり、1月当たりのサービス提供頻度に基づき、各区分を位置付けてください。

利用者の状態像の改善に伴って、当初の支給区分において想定されているよりも少ないサービス提供になること、又はその逆に、傷病等で利用者の状態が悪化することによって、当初の支給区分において想定された以上に多くのサービス提供になることがあり得ますが、その場合であっても、月の途中での支給区分の変更は不要です。

なお、この場合にあっては、翌月の支給区分については、利用者の新たな状態や新たに設定した目標に応じた区分による介護予防サービス計画及び訪問型サービス計画を定める必要があります。

3 日割り請求に係る取扱い

月の包括単位となる場合で、介護保険事務処理システム変更に係る参考資料(確定版)(平成27年3月31日厚生労働省事務連絡)の資料9の「月途中の事由」に該当するときは、日割り計算を行います。